

## 留萌市週休2日工事実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、留萌市が発注する建設工事において、建設業の担い手確保、入職しやすい環境づくりを計画的に行う等受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、週休2日を設定する工事(以下「週休2日工事」という。)を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日工事【現場閉所】 次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる期間において、4週8休以上(現場閉所日数(降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含む。))の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態)の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所(現場休息)率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。

ア 月単位の週休2日 対象期間の全ての月

イ 通期の週休2日 対象期間の全体を通した期間

(2) 週休2日工事【交替制】 前号の区分及び期間において、技術者及び技能労働者などが交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいい、この場合の4週8休以上とは、現場に従事した技術者や技能労働者の平均休日日数の割合(以下「休日率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

(3) 対象期間 工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日(各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日)までの期間(年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等)を除く。)をいう。

(4) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息 分離発注工事または分割発注工事（以下「分離・分割発注した工事」という。）の場合に、各発注工事単位で1日を通して現場事務所での事務作業を含む一切の現場作業がない状態をいう。

なお、分離・分割発注した工事においては受注者間で調整の上、現場閉所日を設定することが望ましいが、工程上必要な場合など工事毎に現場休息日を設定することを妨げるものではない。

(対象工事)

第3条 週休2日の対象となる工事は、市が発注する全ての工事とする。ただし、災害復旧工事、緊急対応工事、維持工事、施工時期又は工期末に制限のある工事、全体工期に対して現場施工日数が極端に少ない工事等週休2日による施工の実施に適さない工事を除く。

(発注方式)

第4条 工事の発注方式は、受注者希望型とし、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日による施工を実施するものとする。ただし、月単位の週休2日による施工を希望しない場合においても、通期の週休2日による施工に努めるものとする。

(補正方法)

第5条 当初予定価格から月単位の4週8休を前提とした経費の積算を行うものとし、受注者が月単位の週休2日による施工を希望しない場合又は現場閉所（現場休息）率（週休2日交替制の場合は休日率とする。）の達成状況が月単位の週休2日に満たない場合は履行状況に応じて減額の設計変更を行う。

2 前項の補正に関する事項は、別紙のとおりとする。

(実施における留意事項)

第6条 週休2日の確保の取組みは、将来の担い手確保及び入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日工事の実施に当たっては、その趣旨に沿うよう努めるものとする。

2 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとする。この場合において、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日とすることができる。

3 受注者は、地元対応、緊急対応等やむを得ない場合は、監督員と協議の上、振替休日等により休日を取得することができる。

4 現場閉所（現場休息）日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応するものとする。

5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取り又は受注者からの履行報告書等（履行報告書、日（週）報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等をいう。）の提示により確認を行うものとする。

6 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、現場閉所（現場休息）日の前日等に現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等を行わないこととする。

7

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日以降に入札を行う建設工事から適用する。

## 土木工事に係る週休2日工事の経費の補正について

## 1 現場閉所の補正

## (1) 経費の補正について

週休2日を実施する工事については、対象期間における現場の閉所状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。

## &lt;現場の閉所状況&gt;

月単位及び通期の週休2日の現場の閉所状況を達成した場合。

月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。

通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%以上の水準の状態をいう。

## &lt;補正係数&gt;

	現場の閉所状況	
	通期 週休2日	月単位 週2日
労務費	1.02	1.04
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.03
現場管理費率	1.03	1.05

## &lt;市場単価等補正係数&gt;

下記係数一覧のとおりとする。

## (2) 補正方法

当初予定価格から、月単位の4週8休を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものについては通期の4週8休の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を乗じない。

【土木工事の市場単価補正係数一覧】

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

【土木工事標準単価補正係数一覧】

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.04
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工		1.00	1.01	1.00	1.01
		1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

【下水道（管路）の市場単価補正係数一覧】

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

## 2 交代制の補正

- (1) 週休2日工事を実施する工事については、別紙-1に示す休日率を算出し、対象期間における現場の休日常用に応じた補正係数を労務費及び現場管理費に乘じるものとする。

<技術者及び技能労務者の休日率の状況>

4週8休以上

休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合

<補正係数>

	現場の閉所状況	
	通期 週休2日	月単位 週2日
労務費	1.02	1.04
現場管理費率	1.01	1.03

## 2 補正方法

受注者希望型

当初予定価格から、月単位の4週8休を達成した場合の補正係数を各経費に乘じている。なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては補正係数を乗じない。